

US tax alert

EY税理士法人

米国、法人税率引下げに伴う混合税率適用例を公表

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したアラートは、下記サイトからご覧になれます。

www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html

米国IRSは2018年4月16日にNotice 2018-38にて、法人税率引下げに伴う混合税率適用例を公表しました。

米国税制改正において法人税率は21%に引き下げられ、また法人に対する代替ミニマム税(AMT)は撤廃されています。Noticeは暦年以外の課税年度を採択している法人による混合税率適用法を、例示を用いて解説しています。3月決算の多い日本企業には参考になるガイダンスとなっています。

通常の法人税は、従来の15%~35%の累進税率から2018年1月1日以降は21%に引き下げられています。AMTは従来20%でしたが、2018年1月1日以降は撤廃されています。12月31日が期末でない法人については、課税年度内に税率変更が発生することから、改正前後の税率を日数加重平均する形で法人税の算定を行うこととなります。

算定方法として、まず通常の法人税は、年間の課税所得総額に税制改正前の適用法人税率(課税所得により15%~35%)を乗じ、その額に年間日数365日に占める期首から2017年12月31日までの日数の比率を乗じます。同様に年間の課税所得総額に税制改正後の税率21%を乗じ、365日に占める2018年1月1日から期末までの日数の比率を乗じます。こうして算定された2つの金額を合計したものが2018年に終了する課税年度の通常法人税となります。結果として、従来の税率が35%の3月決算の法人に適用される2018年3月期の法人税率は31.55%となります。

$$\frac{35\%(\text{旧税率}) \times 275\text{日}(2017\text{年}4\text{月} \sim 2017\text{年}12\text{月})}{365\text{日}} + \frac{21\%(\text{新税率}) \times 90\text{日}(2018\text{年}1\text{月} \sim 2018\text{年}3\text{月})}{365\text{日}}$$

= 2018年3月期の法人税率は31.55%

AMTの算定も同様ですが、AMT撤廃に伴い、2018年1月1日以降の税率はゼロ%として計算します。結果として、3月決算の法人に適用されるAMT税率は15.07%となります。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180423

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp